

聖籠町教育委員会訓令第1号

聖籠町教育委員会職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成31年 3月25日

聖籠町教育委員会 教育長 近藤 朗

聖籠町教育委員会職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職場における職員及び教職員の安全並びに健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 聖籠町職員定数条例(昭和32年条例第16号)第2条に規定する教育委員会の職員及び県費負担教職員をいう。
- (2) 所属長 聖籠町教育委員会事務局組織規則(昭和57年教委規則第6号)第2条に規定する事務局各課の長及び教育機関の長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、この訓令に定める事項を適切に実施するとともに、職場における所属職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、所属長その他安全衛生管理に携わる者が、法令及びこの訓令に基づいて実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(総括管理者)

第5条 教育委員会における安全衛生業務を総括管理するため、総

括管理者を置く。

- 2 総括管理者には、教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括管理者は、衛生管理者及び衛生推進者を指揮監督する。
(衛生管理者)

第6条 法第12条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第4条の規定に該当する事業所に衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、職員のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第10条の規定による資格を有する者又は省令第62条の規定により免許を受けた者のうちから教育長が選任する。
- 3 衛生管理者は、総括管理者の指揮を受け法第10条第1項に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、省令第11条第1項の規定による業務を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生推進者)

第7条 法第12条の2の規定に基づき、省令第12条の2の規定に該当する事業所に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、当該事業所の職員のうちから省令第12条の3の定めるところにより、教育長が選任する。
- 3 衛生推進者は、総括管理者及び衛生管理者の指揮を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る業務を担当する。

(作業主任者)

第8条 法第14条の規定に基づき、政令第6条に該当する事業所に作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、省令第16条の規定による資格を有する者のうちから教育長が選任する。
- 3 作業主任者は、作業の危害防止に関する業務を行う。

(産業医)

第9条 法第13条の規定に基づき、政令第5条の規定に該当する

事業所に産業医を置く。

- 2 産業医は、労働衛生に関する知識を有する医師のうちから教育長が委嘱する。
- 3 産業医は、次に掲げる業務を行い、当該職務に関する事項について総括管理者若しくは所属長に勧告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。
 - (1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがないよう、少なくとも毎月1回以上職場を巡視するものとする。

(衛生委員会)

第10条 職員の健康を確保するため次の各号に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるため、法第18条第1項の規定に基づき、政令第9条の規定に該当する事業所に聖籠町教育委員会職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健

康の保持増進に関する重要事項

- 2 委員会は、委員 11 人以内で組織し、任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 総括管理者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 産業医
 - (4) 安全衛生に関し経験を有する者
- 4 委員は、教育長が指名する。ただし、前項第 1 号に規定する委員以外の委員の半数については、職員団体の推薦に基づいて指名するものとする。

(議長及び議長代理)

第 11 条 委員会に議長を置き、前条第 3 項第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会の会議は、議長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、子ども教育課において処理する。

(委任)

第 14 条 第 10 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。